

13  
〜21 (略)

22 次の各号に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、保安基準第二十二條第三項第七号に定める座席及び協定規則第十六号(同規則第八改訂版補足改訂版の規則15・4・2・に限定)に定める座席に備えるものについては、保安基準第二十二條の第五項の規定並びに細目告示第三十條第十項、第八十條第十二項及び第八十六條第十二項の規定は適用しない。

一・二 (略)

23 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第三十條第二項、第三項、第八十條第五項中「第9改訂版補足改訂版」とあるのは、「第8改訂版」又は「第7改訂版補足改訂版」と読み替えることができるものとする。

一〜四 (略)

24 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第三十條第一項、第四項及び第八項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第六十八号)による改正前の細目告示第三十條第一項、第四項及び第八項の規定に適合するものであればよい。

一・二 (略)

三 令和四年九月一日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和四年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車であつて、協定規則第十六号の技術的な要件(同規則第八改訂版補足改訂版の規則8・1・8・に限定)の適用を受けないもの

ロ (略)

四 (略)

25 長さ二・五メートル、幅一・三メートル、高さ二・〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のものうち、高速自動車国道等において運行しないものについては、当該自動車の座席ベルトの構造、操作性等に関し保安基準第二十二條の第三項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第三十條第四項の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

一 協定規則第十六号の技術的な要件(同規則第八改訂版の規則6・7・及び8・1・から8・3・6・までに限定)に定める基準に適合すること。この場合において、協定規則第十六号の技術的な要件(同規則第八改訂版附則1Bの12・に限定)の規定の適用については、協定規則第九十四号附則3の4・の規定中「56-0/1km/h」とあるのは「40-0/1km/h」と読み替える。

二 (略)

(年少者用補助乗車装置等)

第二十二條 (略)

2 保安基準第二十二條の五第三項の規定並びに細目告示第三十二條第二項及び第一百十條第二項の規定が適用される自動車のうち平成二十四年六月三十日以前に製作された自動車については、協定規則第二百二十九号の技術的な要件(同規則第三改訂版補足第四改訂版の規則4・6・及び7・に限定)の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成十八年国土交通省告示第九百七十八号)による改正前の細目告示別添三五の基準に適合するものであればよい。

3〜9 (略)

13  
〜21 (略)

22 次の各号に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、保安基準第二十二條第三項第七号に定める座席及び協定規則第十六号(同規則第八改訂版の規則15・4・2・に限定)に定める座席に備えるものについては、保安基準第二十二條の第五項の規定並びに細目告示第三十條第十項、第八十條第十二項及び第八十六條第十二項の規定は適用しない。

一・二 (略)

23 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第三十條第二項、第三項、第八十條第五項中「第9改訂版」とあるのは、「第8改訂版」又は「第7改訂版補足改訂版」と読み替えることができるものとする。

一〜四 (略)

24 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第三十條第一項、第四項及び第八項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第六十八号)による改正前の細目告示第三十條第一項、第四項及び第八項の規定に適合するものであればよい。

一・二 (略)

三 令和四年九月一日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和四年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車であつて、協定規則第十六号の技術的な要件(同規則第八改訂版の規則8・1・8・に限定)の適用を受けないもの

ロ (略)

四 (略)

25 長さ二・五メートル、幅一・三メートル、高さ二・〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のものうち、高速自動車国道等において運行しないものについては、当該自動車の座席ベルトの構造、操作性等に関し保安基準第二十二條の第三項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第三十條第四項の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

一 協定規則第十六号の技術的な要件(同規則第八改訂版の規則6・7・及び8・1・から8・3・6・までに限定)に定める基準に適合すること。この場合において、協定規則第十六号の技術的な要件(同規則第八改訂版附則1Bの12・に限定)の規定の適用については、協定規則第九十四号附則3の4・の規定中「56-0/1km/h」とあるのは「40-0/1km/h」と読み替える。

二 (略)

(年少者用補助乗車装置等)

第二十二條 (略)

2 保安基準第二十二條の五第三項の規定並びに細目告示第三十二條第二項及び第一百十條第二項の規定が適用される自動車のうち平成二十四年六月三十日以前に製作された自動車については、協定規則第二百二十九号の技術的な要件(同規則第三改訂版補足第三改訂版の規則4・6・及び7・に限定)の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成十八年国土交通省告示第九百七十八号)による改正前の細目告示別添三五の基準に適合するものであればよい。

3〜9 (略)

10 細目告示第三十二条第二項及び第一百十條第二項の規定は、当分の間（協定規則第四十四号の技術的な要件（同規則第四改訂版補足第十七改訂版の規則17・16・前段に限る。）に定める年少者用補助乗車装置にあつては、令和二年八月三十一日（法第七十五条の三第一項の規定によりその型式について指定を受けたものにあつては平成二十九年八月三十一日）、協定規則第四十四号の技術的な要件（同規則第四改訂版補足第十七改訂版の規則17・16・後段に限る。）に定める年少者用補助乗車装置にあつては、令和四年八月三十一日（法第七十五条の三第一項の規定によりその型式について指定を受けたものにあつては令和二年八月三十一日）、協定規則第四十四号の技術的な要件（同規則第四改訂版補足第十七改訂版の規則17・18・前段に限る。）に定める年少者用補助乗車装置にあつては、令和五年八月三十一日（法第七十五条の三第一項の規定によりその型式について指定を受けたものにあつては令和元年八月三十一日）、協定規則第四十四号の技術的な要件（同規則第四改訂版補足第十七改訂版の規則17・18・後段に限る。）に定める年少者用補助乗車装置にあつては、令和四年八月三十一日（法第七十五条の三第一項の規定によりその型式について指定を受けたものにあつては令和二年八月三十一日）、協定規則第四十四号の技術的な要件（同規則第四改訂版補足第十七改訂版の規則17・20・に限る。）に定める年少者用補助乗車装置にあつては、令和四年八月三十一日（法第七十五条の三第一項の規定によりその型式について指定を受けたものにあつては令和二年八月三十一日）までの間、細目告示第三十二条第二項中「協定規則第29号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第4改訂版の規則4、6、及び7、に限る。第110条において同じ。）」とあり、及び第一百十條第二項中「協定規則第129号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第17改訂版の規則4、6、から8、まで及び15、に限る。）」と読み替へるべきであるとす。

11～13 (略)  
 (前照灯等)  
**第二十九条 (略)**  
 2～5 (略)

6 保安基準第三十二条第三項及び第六項並びに細目告示第四十二条第四項ただし書及び第七項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十年七月十一日から平成二十三年一月十日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規則6・1・2・及び6・2・2・の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第三改訂版補足第四改訂版の規則6・1・2・及び6・2・2・の規定に適合するものであればよい。

7 平成二十一年七月十日以前に製作された自動車については、協定規則第二百二十三号改訂版補足第九改訂版の規則5・3・2・1・の規定は、適用しない。

8・9 (略)

10 保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項並びに細目告示第四十二条第四項ただし書、第七項ただし書、第九項ただし書及び第十項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日まで法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

10 細目告示第三十二条第二項及び第一百十條第二項の規定は、当分の間（協定規則第四十四号の技術的な要件（同規則第四改訂版補足第十七改訂版の規則17・16・前段に限る。）に定める年少者用補助乗車装置にあつては、令和二年八月三十一日（法第七十五条の三第一項の規定によりその型式について指定を受けたものにあつては平成二十九年八月三十一日）、協定規則第四十四号の技術的な要件（同規則第四改訂版補足第十七改訂版の規則17・16・後段に限る。）に定める年少者用補助乗車装置にあつては、令和四年八月三十一日（法第七十五条の三第一項の規定によりその型式について指定を受けたものにあつては令和二年八月三十一日）、協定規則第四十四号の技術的な要件（同規則第四改訂版補足第十七改訂版の規則17・18・前段に限る。）に定める年少者用補助乗車装置にあつては、令和五年八月三十一日（法第七十五条の三第一項の規定によりその型式について指定を受けたものにあつては令和元年八月三十一日）、協定規則第四十四号の技術的な要件（同規則第四改訂版補足第十七改訂版の規則17・18・後段に限る。）に定める年少者用補助乗車装置にあつては、令和四年八月三十一日（法第七十五条の三第一項の規定によりその型式について指定を受けたものにあつては令和二年八月三十一日）、協定規則第四十四号の技術的な要件（同規則第四改訂版補足第十七改訂版の規則17・20・に限る。）に定める年少者用補助乗車装置にあつては、令和四年八月三十一日（法第七十五条の三第一項の規定によりその型式について指定を受けたものにあつては令和二年八月三十一日）までの間、細目告示第三十二条第二項中「協定規則第29号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第4改訂版の規則4、6、及び7、に限る。第110条において同じ。）」とあり、及び第一百十條第二項中「協定規則第129号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第17改訂版の規則4、6、から8、まで及び15、に限る。）」と読み替へるべきであるとす。

11～13 (略)  
 (前照灯等)  
**第二十九条 (略)**  
 2～5 (略)

6 保安基準第三十二条第三項及び第六項並びに細目告示第四十二条第四項ただし書及び第七項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十年七月十一日から平成二十三年一月十日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版6・1・2・及び6・2・2・の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第三改訂版補足第四改訂版6・1・2・及び6・2・2・の規定に適合するものであればよい。

7 平成二十一年七月十日以前に製作された自動車については、同協定規則第二百二十三号改訂版補足第九改訂版の規則5・3・2・1・の規定は、適用しない。

8・9 (略)

10 保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項並びに細目告示第四十二条第四項ただし書、第七項ただし書、第九項ただし書及び第十項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日まで法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

11 平成二十一年十月二十三日以前に製作された最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二・四・一・二・及び四・二・二・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二・四・一・二・及び四・二・二・の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第98号改訂版補足第9改訂版」とあるのは「協定規則第98号補足第12改訂版」と、「協定規則第112号改訂版補足第8改訂版」とあるのは「協定規則第112号補足第10改訂版」と読み替えることができる。

12 (略)

13 保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項並びに細目告示第四十二条第四項ただし書、第七項ただし書、第九項ただし書及び第十項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

14 平成二十二年八月十八日以前に製作された最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二・四・一・二・及び四・二・二・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二・四・一・二・及び四・二・二・の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第98号改訂版補足第9改訂版」とあるのは「協定規則第98号補足第12改訂版」と、「協定規則第112号改訂版補足第8改訂版」とあるのは「協定規則第112号補足第11改訂版」と読み替えることができる。

15 平成二十二年八月十八日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第四十二条第八項、第二百二十条第九項、別添五十二・四・23・2・及び別添五十二・四・1・1・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十二条第八項、第二百二十条第九項、別添五十二・四・23・2・及び別添五十二・四・1・1・の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則改訂版補足第9改訂版」とあるのは「同規則補足第3改訂版」と、「協定規則第123号改訂版補足第9改訂版」とあるのは「協定規則第123号補足第3改訂版」と読み替えることができる。

16 平成二十七年十二月八日以前に製作された最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及

11 平成二十一年十月二十三日以前に製作された最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二・四・一・二・及び四・二・二・中「協定規則第98号改訂版補足第9改訂版」を「協定規則第98号補足第12改訂版」と、「協定規則第112号改訂版補足第8改訂版」を「協定規則第112号補足第10改訂版」と読み替えることができる。

12 (略)

13 保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項並びに細目告示第四十二条第四項ただし書、第七項ただし書、第九項ただし書及び第十項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

14 平成二十二年八月十八日以前に製作された最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二・四・一・二・及び四・二・二・中「協定規則第98号改訂版補足第9改訂版」を「協定規則第98号補足第12改訂版」と、「協定規則第112号改訂版補足第8改訂版」を「協定規則第112号補足第11改訂版」と読み替えることができる。

15 平成二十二年八月十八日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第四十二条第八項及び第二百二十条第九項中「同規則改訂版補足第9改訂版」を「同規則補足第3改訂版」と、「協定規則第123号改訂版補足第9改訂版」を「協定規則第123号補足第3改訂版」と、「別添五十二・四・23・2・中「同規則改訂版補足第9改訂版」を「同規則」及び「別添五十二・四・1・1・中「協定規則第123号改訂版補足第9改訂版」を「協定規則第123号」と読み替えることができる。

16 平成二十七年十二月八日以前に製作された最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及

びそりを有する軽自動車以外の自動車並びに国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二・四・一・二・二及び四・二・二・二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二・四・一・二・二及び四・二・二・二の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第98号改訂版補足第9改訂版」のあるのは「協定規則第98号補足第13改訂版」及び「協定規則第112号改訂版補足第8改訂版」とあるのは「協定規則第123号補足第4改訂版」と読み替えることとする。

17 平成二十七年十二月八日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第四十二条第八項、第二百二十条第九項、別添五十二・四・一・二及び別添五十二・四・一・一の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十二条第八項、第二百二十条第九項、別添五十二・四・一・二及び別添五十二・四・一・一の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則改訂版補足第9改訂版」のあるのは「同規則補足第4改訂版」及び「協定規則第123号改訂版補足第9改訂版」のあるのは「協定規則第123号補足第4改訂版」と読み替えることとする。

19 保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項並びに細目告示第四十二条第四項ただし書、第七項ただし書、第九項ただし書及び第十項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

20 平成二十七年七月二十五日以前に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第四十二条第二項及び第六項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十二条第二項及び第六項の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第113号第2改訂版」のあるのは「協定規則第113号補足第10改訂版」と読み替えることとする。

21・22 (略)

23 当分の間、細目告示別添五十二・四・二・七・六・中「同規則第7改訂版」とあるのは「同規則第5改訂版」と読み替えることができるものとする。

24・25 (略)

(前部霧灯)

第三十条 (略)

9 保安基準第三十三条第三項及び細目告示第四十三条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十年七月十一日から平成二十三年一月十日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第四十八号第七改訂版の規則6・3・6・1・1は適用しないこととし、協定規則第四十八号第七改訂版の規則6・3・5・5の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第三改訂版補足第三改訂版の規則6・3・5・5の規定に適合するものであればよい。

びそりを有する軽自動車以外の自動車並びに国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二・四・一・二・二及び四・二・二・二・中「協定規則第98号改訂版補足第9改訂版」を「協定規則第98号補足第13改訂版」及び「協定規則第112号改訂版補足第8改訂版」を「協定規則第112号補足第12改訂版」と読み替えることとする。

17 平成二十七年十二月八日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第四十二条第八項及び第二百二十条第九項中「同規則改訂版補足第9改訂版」を「同規則補足第4改訂版」及び「協定規則第123号改訂版補足第9改訂版」を「協定規則第123号補足第4改訂版」及び「別添五十二・四・一・二・中「同規則改訂版補足第9改訂版」を「同規則補足第4改訂版」及び「別添五十二・四・一・二・中「同規則改訂版補足第9改訂版」を「同規則補足第4改訂版」及び「別添五十二・四・一・一・中「協定規則第123号改訂版補足第9改訂版」を「協定規則第123号補足第4改訂版」と読み替えることとする。

19 保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項並びに細目告示第四十二条第四項ただし書、第七項ただし書、第九項ただし書及び第十項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

20 平成二十七年七月二十五日以前に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第四十二条第二項及び第六項中「協定規則第113号第2改訂版」を「協定規則第113号補足第10改訂版」と読み替えることができる。

21・22 (略)

23 当分の間、細目告示別添五十二・四・二・七・六・中「同規則第6改訂版補足第11改訂版」とあるのは「同規則第5改訂版」と読み替えることができるものとする。

24・25 (略)

(前部霧灯)

第三十条 (略)

9 保安基準第三十三条第三項及び細目告示第四十三条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十年七月十一日から平成二十三年一月十日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第四十八号第六改訂版の規則6・3・6・1・1は適用しないこととし、協定規則第四十八号第六改訂版の規則6・3・5・5の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第三改訂版補足第三改訂版の規則6・3・5・5の規定に適合するものであればよい。

10 (略)

11 保安基準第三十三條の二第三項及び細目告示第四十四條第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日まで法第七十五條の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

12 保安基準第三十三條第三項並びに細目告示第四十三條第二項ただし書及び第三項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五條の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

13 平成二十二年八月十八日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第四十三條第一項及び別添五十二・四・三・二・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第四十三條第一項及び別添五十二・四・三・二・の規定(以下この項において「旧規定」という。)に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「保安基準第三十三條第三項並びに細目告示第四十三條第二項ただし書及び第三項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日まで法第七十五條の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。」と読み替えることができる。

14 平成二十七年十二月八日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第四十三條第一項及び別添五十二・四・三・二・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第四十三條第一項及び別添五十二・四・三・二・の規定(以下この項において「旧規定」という。)に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。」と読み替えることができる。

15 保安基準第三十三條第三項並びに細目告示第四十三條第二項ただし書及び第三項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五條の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

16・17 (略)

(側方照射灯)

第三十一条 (略)

7 保安基準第三十三條第三項並びに細目告示第四十三條第二項ただし書及び第三項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日まで法第七十五條の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

10 (略)

11 保安基準第三十三條の二第三項及び細目告示第四十四條第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日まで法第七十五條の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

12 保安基準第三十三條第三項並びに細目告示第四十三條第二項ただし書及び第三項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五條の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

13 平成二十二年八月十八日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第四十三條第一項及び別添五十二・四・三・二・中「保安基準第三十三條第三項並びに細目告示第四十三條第二項ただし書及び第三項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日まで法第七十五條の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。」と読み替えることができる。

14 平成二十七年十二月八日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第四十三條第一項及び別添五十二・四・三・二・中「保安基準第三十三條第三項並びに細目告示第四十三條第二項ただし書及び第三項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五條の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。」と読み替えることができる。

15 保安基準第三十三條第三項並びに細目告示第四十三條第二項ただし書及び第三項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五條の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

16・17 (略)

(側方照射灯)

第三十一条 (略)

7 保安基準第三十三條第三項並びに細目告示第四十三條第二項ただし書及び第三項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日まで法第七十五條の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。



9 保安基準第三十四条の二第三項及び細目告示第四十六条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。  
(略)

10 (前部反射器)

第三十四条 (略)

2~4 (略)

5 保安基準第三十四条第三項及び細目告示第四十七条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

6 保安基準第三十五条の規定が適用される自動車は、当分の間、細目告示第四十七条第一項及び別添五十二・四・一八・二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和二年国土交通省告示第千二百一十一号)による改正前の細目告示第四十七条第一項及び別添五十二・四・一八・二の規定に適合するものであればよい。

(側方灯及び側方反射器)

第三十五条 (略)

2~10 (略)

11 保安基準第三十五条の二第三項並びに細目告示第四十八条第二項ただし書及び第四項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

12 保安基準第三十五条の二第三項及び第五項並びに細目告示第四十八条第二項ただし書及び第四項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

13 保安基準第三十五条の二第三項及び第五項並びに細目告示第四十八号第二項ただし書及び第四項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

14~16 (略)

(番号灯)

第三十六条 (略)

2~4 (略)

5 保安基準第三十六条第三項及び細目告示第四十九条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

9 保安基準第三十四条の二第三項及び細目告示第四十六条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。  
(略)

10 (前部反射器)

第三十四条 (略)

2~4 (略)

5 保安基準第三十四条第三項及び細目告示第四十七条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。  
(新設)

(側方灯及び側方反射器)

第三十五条 (略)

2~10 (略)

11 保安基準第三十五条の二第三項並びに細目告示第四十八条第二項ただし書及び第四項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。

12 保安基準第三十五条の二第三項及び第五項並びに細目告示第四十八条第二項ただし書及び第四項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

13 保安基準第三十五条の二第三項及び第五項並びに細目告示第四十八号第二項ただし書及び第四項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

14~16 (略)

(番号灯)

第三十六条 (略)

2~4 (略)

5 保安基準第三十六条第三項及び細目告示第四十九条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。







(後部反射器)  
第四十一条 (略)

254 (略)

5 保安基準第三十八条第三項及び細目告示第五十四条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

6 保安基準第三十八条第三項及び細目告示第五十四条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日まで法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

7・8 (略)

(大型後部反射器)  
第四十一条の二 (略)

2・3 (略)

4 平成二十一年十月十四日以前に製作された自動車については、細目告示第五十五条第一項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第五十五条第一項の規定(以下この項において「旧規定」という。)に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第七号改訂版補足第十改訂版」とあるのは「協定規則第七号改訂版補足第九改訂版」と読み替えることができる。

5 (略)

6 平成二十一年十月二十三日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第五十五条第一項及び別添五十二4・19・2の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第七百十四号)による改正前の細目告示第五十五条第一項及び別添五十二4・19・2の規定(以下この項において「旧規定」という。)に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中の項において「旧規定」という。( )に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第七号改訂版補足第十改訂版」とあるのは「協定規則第七号改訂版補足第六改訂版」と読み替えることができる。

7 (略)

(再帰反射材)

第四十一条の三 (略)

257 (略)

8 保安基準第三十八条の三第三項及び細目告示第五十五条の二第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

9 保安基準第三十八条の三第三項及び細目告示第五十五条の二第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日まで法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

(後部反射器)  
第四十一条 (略)

254 (略)

5 保安基準第三十八条第三項及び細目告示第五十四条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

6 保安基準第三十八条第三項及び細目告示第五十四条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日まで法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

7・8 (略)

(大型後部反射器)  
第四十一条の二 (略)

2・3 (略)

4 平成二十一年十月十四日以前に製作された自動車については、細目告示第五十五条第一項の基準中「協定規則第七号改訂版補足第十改訂版」を「協定規則第七号改訂版補足第九改訂版」と読み替えることができる。

5 (略)

6 平成二十一年十月二十三日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第五十五条第一項及び別添五十二4・19・2・中「協定規則第七号改訂版補足第十改訂版」を「協定規則第七号改訂版補足第六改訂版」と読み替えることができる。

7 (略)

(再帰反射材)

第四十一条の三 (略)

257 (略)

8 保安基準第三十八条の三第三項及び細目告示第五十五条の二第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。

9 保安基準第三十八条の三第三項及び細目告示第五十五条の二第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日まで法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。





（非常点滅表示灯）  
第四十七条（略）

257（略）

8 保安基準第四十一条の第三項及び細目告示第六十一条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

9・10（略）

（緊急制動表示灯）

第四十七条の二 保安基準第四十一条の第四項及び細目告示第六十一条の第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

2・3（略）

（後面衝突警告表示灯）

第四十七条の三 保安基準第四十一条の第五項及び細目告示第六十一条の第三項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第七改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

（盗難発生警報装置）

第五十一条（略）

2（略）

3 平成二十八年八月一日以降に製作された自動車（外部から充電される電力により作動する原動機を有するものを除く。）及び平成二十八年十月二十八日以前に製作された自動車（平成二十八年七月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車であつて、外部から充電される電力により作動する原動機を有するものに限り。）については、細目告示別添七十八別紙二一・六・一・八・及び二・三・中「協定規則第四十八号第六改訂版（改訂版）」を「協定規則第四十八号第三改訂版」と読み替えることができる。

（事故自動緊急通報装置）

第五十一条の四（略）

2 令和三年七月一日以降に製作された自動車のうち国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第六十七条の四及び第百四十五条の四中「同規則改訂版の規則35。（通報先に係る部分を除く。）」とあるのは「同規則改訂版の規則35。（通報先に係る部分を除く。）及び35.2.」と読み替えることができる。

3 次に掲げる自動車については、細目告示第六十七条の四及び第百四十五条の四の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第六十七条の四及び第百四十五条の四の規定に適合するものであればよい。

一 令和四年八月三十一日以前に製作された自動車

（非常点滅表示灯）  
第四十七条（略）

257（略）

8 保安基準第四十一条の第三項及び細目告示第六十一条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

9・10（略）

（緊急制動表示灯）

第四十七条の二 保安基準第四十一条の第四項及び細目告示第六十一条の第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

2・3（略）

（後面衝突警告表示灯）

第四十七条の三 保安基準第四十一条の第五項及び細目告示第六十一条の第三項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の三第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

（盗難発生警報装置）

第五十一条（略）

2（略）

3 平成二十八年八月一日以降に製作された自動車（外部から充電される電力により作動する原動機を有するものを除く。）及び平成二十八年十月二十八日以前に製作された自動車（平成二十八年七月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車であつて、外部から充電される電力により作動する原動機を有するものに限り。）については、細目告示別添七十八別紙二一・六・一・八・及び二・三・中「協定規則第四十八号第六改訂版」を「協定規則第四十八号第三改訂版」と読み替えることができる。

（事故自動緊急通報装置）

第五十一条の四（略）

2 令和三年七月一日以降に製作された自動車のうち国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第六十七条の四及び第百四十五条の四中「同規則の規則35。（通報先に係る部分を除く。）」とあるのは「同規則の規則35。（通報先に係る部分を除く。）及び35.2.」と読み替えることができる。

3 次に掲げる自動車については、細目告示第六十七条の四及び第百四十五条の四の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二十一号）による改正前の細目告示第六十七条の四及び第百四十五条の四の規定に適合するものであればよい。

一 令和四年八月三十一日以前に製作された自動車



ならない。」とあるのは「非作動の状態になってはならない。ただし、機能が非作動になっても車両の安全性が確保できる場合であつては、この限りでない。」と「回条第302条第1項第1号中「変化しなければならぬ。」とあるのは「変化しなければならぬ。ただし、運転者が意図せず当該システムを非作動の状態にすることを防止するために閾値を変化させる必要がない場合は、この限りでない。」と「回条第302条第3号中「満たすものでなければならぬ。」とあるのは「満たすもの又は車両の安全性を確保できるものでなければならぬ。」と「回条第302条第4号中「直ちに引継ぎ要求を発生するものとする。」とあるのは「直ちに引継ぎ要求を発生するものとする。ただし、運転者が操作を引き継いでいると判断できる場合においては、この限りでない。」と「回条第302条第4項第1号中「満たさなければならぬ。」とあるのは「満たさなければならぬ。ただし、安全に引継ぎを求めることができるときは、この限りでない。」と「回条第302条第4項第2号中「含むものとする。」とあるのは「含むものとする。ただし、作動中である旨を運転者に適切に表示できるものにあつては、この限りでない。」とそれぞれ読み替へるものとす。

3・4 (略)

5 次に掲げる自動車については、細目告示第七十二条の二第一項第三号、第四号、第七号、第十四号及び第十五号並びに第五十条の二第一項第三号、第四号、第七号、第十四号及び第十五号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和二年国土交通省告示第千五百七十七号)による改正前の細目告示第七十二条の二第一項第三号、第四号、第七号、第十四号及び第十五号並びに第五十条の二第一項第三号、第四号、第七号、第十四号及び第十五号の規定に適合するものであればよい。

一 令和四年六月三十日以前に製作された自動車

二 令和四年七月一日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和四年六月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和四年七月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和四年六月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と自動運行装置に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

(制動装置)

第六十二条 (略)

2~13 (略)

14 次に掲げる原動機付自転車(最高速度五十キロメートル毎時以下の第一種原動機付自転車を除く。以下この項において同じ。)については、細目告示第二百四十二条第二項及び第二百五十八条第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和二年国土交通省告示第千五百七十七号)による改正前の細目告示第二百四十二条第二項及び第二百五十八条第二項の規定に適合するものであればよい。

一 令和五年八月三十一日以前に製作された原動機付自転車

二 令和五年九月一日以降に製作された原動機付自転車であつて、次に掲げるもの

イ 令和五年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた原動機付自転車

回条第302条第1項第1号中「変化しなければならぬ。」とあるのは「変化しなければならぬ。ただし、運転者が意図せず当該システムを非作動の状態にすることを防止するために閾値を変化させる必要がない場合は、この限りでない。」と「回条第302条第3号中「満たすものでなければならぬ。」とあるのは「満たすもの又は車両の安全性を確保できるものでなければならぬ。」と「回条第302条第4号中「直ちに引継ぎ要求を発生するものとする。」とあるのは「直ちに引継ぎ要求を発生するものとする。ただし、運転者が操作を引き継いでいると判断できる場合においては、この限りでない。」と「回条第302条第4項第1号中「満たさなければならぬ。」とあるのは「満たさなければならぬ。ただし、安全に引継ぎを求めることができるときは、この限りでない。」と「回条第302条第4項第2号中「含むものとする。」とあるのは「含むものとする。ただし、作動中である旨を運転者に適切に表示できるものにあつては、この限りでない。」とそれぞれ読み替へるものとす。

3・4 (略)

(新設)

第六十二条 (略)

2~13 (略)

(新設)

口 令和五年九月一日以降に施行規則第六十二条の第三項の規定によりその型式について新たに認定を受けた原動機付自転車であつて、令和五年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の第三項の規定によりその型式について認定を受けた原動機付自転車と制動装置に係る性能が同一であるもの  
 (後部反射器)  
**第六十七条の二 (略)**  
 2 保安基準第六十三条の規定が適用される原動機付自転車は、当分の間、細目告示第二百四十八条第一項並びに別添五十二・四・一六・二・二及び四・一七・二・二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和二年国土交通省告示第千二百一十一号)による改正前の細目告示第二百四十八条第一項並びに別添五十二・四・一六・二・二及び四・一七・二・二の規定に適合するものであればよい。

第三 (道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式についての指定の申請に係る手数料の額の算出に必要事項を定める告示の一部改正)  
**第三条** 道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式についての指定の申請に係る手数料の額の算出に必要事項を定める告示(平成二十八年国土交通省告示第六百十八号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定(題名を含む。以下この条において同じ。)の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。以下この条において同じ。)の傍線を付し又は破線で囲んだ部分の

改正後

道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に必要事項を定める告示  
 (審査試験項目に掲げる試験を実施する能力を有する者)

**第一条** 道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第一号イ(同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び別表第二備考第一号イの規定に基づき、試験を実施する能力を有する者として告示で定める者は次の表のとおりとする。  
 (表 略)

(審査試験項目に規定する試験に代えて行う試験)  
**第二条** 道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第二号(同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び別表第二備考第二号に掲げる告示で定める試験は、次の表の上欄に掲げる同令別表第一の規定及び同表の中欄に掲げる同令別表第二の規定に掲げる審査試験項目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる試験とする。

第十六号	第七号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(平成三十年国土交通省告示第千七百七十五号)第一条による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。)第十三条第二項及び第九十一条第二項に定める基準に係る試験
(略)	(略)	(略)
第八十二号の二	第五十五号の二	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第五百八十九号)による改正前の細目告示別添百十五

(後部反射器)  
**第六十七条の二 (略)**  
 (新設)  
 2 | (略)

改正前

道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式についての指定の申請に係る手数料の額の算出に必要事項を定める告示

(審査試験項目に掲げる試験を実施する能力を有する者)  
**第一条** 道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第一号イ(同令第一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び別表第二備考第一号イの規定に基づき、試験を実施する能力を有する者として告示で定める者は次の表のとおりとする。  
 (表 略)

(審査試験項目に規定する試験に代えて行う試験)  
**第二条** 道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第二号(同令第一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び別表第二備考第二号に掲げる告示で定める試験は、次の表の上欄に掲げる同令別表第一の規定及び同表の中欄に掲げる同令別表第二の規定に掲げる審査試験項目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる試験とする。

第十六号	第七号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(平成三十年国土交通省告示第千七百七十五号)第一条による改正前の細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項に定める基準に係る試験
(略)	(略)	(略)
第八十五号	第五十七号	道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号)による改正前の細目告示第四十二条第二項、第六項及び第八項に定める基準に係る試験